000

性的マイノリティの子どもの支援について知りたい。

性的マイノリティの子どもが、自分自身の在りようを否定することなく、安心していきいきと 学校生活を送ることができるよう、子どもたち一人ひとりが自分らしさを発揮できる取組みが必 要です。まず、教職員自身がこれらの子どもたちの理解を深めることからはじめましょう。

A1 性的マイノリティについて理解を深めましょう。

性のあり方について社会的に少数者(マイノリティ)の立場であることにより、さまざまな不利益を被っている人々がいます。性のあり方は、①身体の性(生まれてきた時に性染色体・生殖腺・性器などによって判断された性)、②性自認(自分の性別をどのように認識しているか)、③性的指向(どの性に対して恋愛感情や性的な魅力を感じるか、またはどの性に対しても恋愛感情や性的な魅力を感じないか)、④性別表現(言葉遣いや髪型、服装などによって自分をどのように表現するか)により、人それぞれに異なります。

性別は男性と女性の2つにしか分類できないとされ、異性を恋愛・性愛の対象とすることが当たり前という意識が強い中、違う性のあり方をもつ性的マイノリティへの理解が十分とは言いがたいのが現状です。

また、恋愛・性愛の対象が異性以外へ向かう人やいずれにも向かわない人への理解は一層 不足しています。性的指向は本人の意思で簡単に変えたり選んだりできないにもかかわらず、 そのような人に対して特別視し、差別的な取扱いをする事例などが後を絶ちません。

性自認に関しても、体の性と心の性との食い違いに悩みながら、社会の無理解や偏見の中、社会生活上の支障を来したり、嫌がらせやいじめ、差別を受け苦しんでいる人がいます。 互いの違いを受け入れ、認め合える環境の醸成や集団づくりを進めるなど、性的マイノリティの子どもたちが自分を否定することなく、自分らしさを発揮できるための取組みが必要です。

A2 トランスジェンダーについて理解を深めましょう。

トランスジェンダーとは、性的マイノリティのうち、出生時に判断された性(身体の性)とは 異なる性を自認する方のことです。そのことにより、当事者は、精神的な苦痛を感じたり、周 囲の偏見にさらされたり、また、医療、雇用、教育など職場や地域、学校においても様々な課 題や悩みを抱えながら生活しています。

平成16年7月に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されたことにより、一定の要件を満たせば、家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別の変更が可能になりました。ただ、実際には、法律に定められた要件によって性別の変更ができない人がいるなど、課題も残っています。

また、文部科学省は平成22年に、トランスジェンダーの子ども(小学校低学年)への対応が報道されたことを受けて、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」という通知を出し、その中で、「児童生徒の実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、児童生徒の心情に十分配慮した対応」を取るように求めています。また、平成27年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施

等について(通知)」、平成28年には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)」周知資料を出しています。

A3 性分化疾患(DSDs:Differences of Sex Development)について理解を深めましょう。

DSDs(ディーエスディーズ)とは、外性器の形状や大きさ・内性器・染色体など、生まれつきの身体の状態が、これが一般的とされる男性・女性の身体とは一部異なる状態をいいます。

「男でも女でもない・半陰陽・男女両方の特徴を兼ね備えている」といったステレオタイプな ラベリングや誤解は、当事者の心を傷つけることになります。

DSDsは、性別や性自認・性的指向のことではなく、あくまで身体の状態であり、当事者の多くは自分のことを「身体の一部が異なるだけの女性・男性」と認識していて、性的マイノリティだとは思っていません。誤解をもとに性的マイノリティの一部に加えることには注意が必要です。

なお、DSDsを持つ人々にも、そうでない人同様、LGBTQ等性的マイノリティの人はいます。

参考:日本性分化疾患患者家族会連絡会 ネクス DSD ジャパン https://www.nexdsd.com/

A4 一人ひとりの個性を大切にする教育を推進しましょう。

社会には一定の割合で性的マイノリティの人々が存在しています。自身の性の在りように揺れる子どもがありのままの自分でいられるよう、子どもの心に寄り添い、悩みを受けとめ、ともに課題解決に向き合う相談体制の充実が重要です。その際には、子ども自身が性的マイノリティであるかどうか判断がつかないケースもあることにも留意しましょう。また、授業中はもちろんのこと、教育活動のさまざまな場面において、一人ひとりの個性を大切にする教育を推進することが大切です。

A5 性的マイノリティの当事者との出会いから学びましょう。

子どもたちが、メディアを通して、性的マイノリティの人々を「笑いの対象」としてとらえていることが多くみられます。これが重大な人権侵害につながらないよう、性的マイノリティの当事者の方々の思いや考えを知る機会を設け、誰もが社会の中で当たり前に暮らすことの必要性を考える取組みが重要です。

また、「性同一性障がいの子どもの多くは、小中学生の頃から自分の性について違和感を覚える」という調査結果(岡山大学 中塚幹也教授)や、「性的マイノリティは、特に、中学・高校という思春期に自分の性的指向について、戸惑いや悩みを経験することが多くあります」という研究報告(研究代表者 宝塚大学 日高庸晴教授)があります。悩みを一番身近な存在とされる保護者に話すことができないという当事者も多くいます。これらのことを教職員は認識し、子どもたち一人ひとりの思いや悩み、願いをしっかり受けとめ、寄り添うことが求められます。

さらに、学校教育全体を通じて、教職員が固定的な性別役割分担に基づく不必要な男女の区別をしていることなどは、いわゆる「隠れたカリキュラム」(Q32 参照)となります。無意識のうちに子どもを傷つけている可能性があることに留意し、「男女」を区別する必要性の有無について見直すなど、教育環境の醸成に努めましょう。

A6 性的指向や性自認をからかったり、いじめの対象にしたりすることもセクシュアル・ハラ スメントであることを理解しましょう。

教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、教職員が児童生徒を不快にさせる「性的な言動」を行うことをいい、児童生徒の心を傷つけ、その後の成長に避けがたい影響を与えるものであり、個人の尊厳や人権を侵害するものです。「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動のことを言いますが、性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれます。教職員によるセクシュアル・ハラスメントの中には、自らの言動がセクシュアル・ハラスメントであることにさえ気づいていない事例も見受けられることから、何がセクシュアル・ハラスメントになり得るのか、十分に認識する必要があります。例えば、以下の言動はセクシュアル・ハラスメントに当たりますので、教職員は見過ごすことのないようにしなければなりません。

- ・服装や髪形などの外見や行動、言葉遣いについて、「女みたい」「男みたい」と言ってからかう。
- •「同性が好きなんて気持ち悪い」と一方的に否定したり、揶揄するように言ったりする。
- 「ホモ」、「オカマ」など人格を認めない呼び方をする。
- ・性的指向や性自認に関して、蔑視し、笑いの対象にしたり、からかっていじめたりする。

〈ポイント〉

性的マイノリティの子どもたちは、自分の存在そのものが「社会に受け入れてもらえない」、「認めてもらえない」と感じていることが多く、教職員の何気ない言動に深く傷ついている場合もあります。日頃から、子どもたちが何を願い、どのように自己実現していきたいと考えているのかを適切に把握するとともに、必要な情報を教職員で共有するなど、一人ひとりを大切にする学校づくりが重要です。

CHECK(1)

①「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」(大阪府教育委員会 平成 15[2003]年7月) https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/dannjyobyoudou/dannjo-sidoujirei.html

上記の冊子は、「第 I 章 男女平等教育を推進するための基本的な考え方」と「第 II 章 指導事例」で構成されており、教材や指導事例が豊富に掲載されています。性的マイノリティに対するセクシュアル・ハラスメントについても触れています。

②「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために~未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針~」(大阪府教育庁 平成29[2017]年5月改訂)

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4919/0000000/sekuharaglH29.pdf

性的指向や性自認をからかったり、いじめの対象にしたりすることもセクシュアル・ハラスメントの対象となることを示しており、性的マイノリティに対する教職員の適切な理解と児童生徒の心情等に配慮した対応等について記載しています。

★CHECK②★

①「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の公布について(通知)」(文部科学省令和5[2023]年6月)

https://www.mext.go.jp/content/230705-mxt_kyousei01-000029040_06.pdf

② 「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例~大阪府性の多様性理解増進条例~ | (府民文化部人権局人権企画課 今和元[2019]年 10 月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/sogijorei/index.html

性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を推進し、全ての人の性的指向 及び性自認の多様性が尊重される社会の実現を目的とした条例です。

③「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(文部科学省 平成28[2016]年4月)

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm

性的マイノリティの児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について、教職員の理解を促進するために作成された周知資料です。学校における性的マイノリティの児童生徒の状況や、学校等からの質問に対する回答がとりまとめられています。

④「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」 (文部科学省 平成27[2015]年4月)

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm

性同一性障がいに係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等をまとめています。また、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に対し、不安や悩みをしっかり受けとめ、児童生徒の立場から教育相談を行うことを求めています。

⑤ 「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について(通知)」 (文部科学省 平成22[2010]年4月)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1348938.htm

トランスジェンダーの児童生徒に係る対応について、個別の事案に応じたきめ細やかな対応が必要であり、学校関係者が児童生徒の不安や悩みをしっかり受けとめ、児童生徒の立場から教育相談を行うことを求めています。

CHECK3

①「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ(大阪府教育センター)

「男女平等教育」では性的マイノリティについて考える実践例や性的マイノリティへの理解を深める「人権だより」を掲載しています。

②「人権教育リーフレット」シリーズ (大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

性的マイノリティに関して、当事者の現状や、学校として取り組むべきことや配慮等について、分かりや すくまとめています。

③「性の多様性の理解を進めるために」(大阪府教育庁 令和2[2020]年4月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/seinotayousei/index.html

教職員が性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めるとともに、学校で性の多様性を理解する取組みを進め、性的マイノリティの児童生徒等に寄り添い適切な配慮をするために大切にしたいことをまとめています。

CHECK4

「大阪府人権白書『ゆまにてなにわ』」(大阪府各年度)

https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/work/

「人権ポータルサイト『ゆまにてなにわ WEB』」

https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/portal/index.html

この資料には「性的マイノリティの人権のこと」について記載されています。性的マイノリティの人権問題について理解するため、必ず読んでおきましょう。

「性」には、生物学的な性(からだの性)、性自認(こころの性)、性的指向の3つの要素があります。 性的指向(Sexual Orientation セクシュアル・オリエンテーション)と性自認(Gender Identity ジェンダー・ アイデンティティ)を示す概念として、それぞれの頭文字をとって SOGI(ソジ)と呼称することもあります。 性自認や性的指向は、本人の意思で選んだり、変えたりできるものではありません。

以下の◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html

- ◎ 性的マイノリティの人権については、性的指向・性自認の多様な在り方について、社会の理解が進んでいるとは言えず、いじめや差別の対象とされやすい現実があり、当事者が直面する困難に向き合い、課題の解決に向けた取組が求められている。[1-(1)]
- ◎ 性別に捉われず、それぞれの個性や能力が尊重され、自ら多様な生き方が選択できることが重要である。そのためには、固定的な性差観や性別役割分担意識を払拭するよう、全ての教育活動について常に点検し、見直していく必要がある。〔1−(3)−イ〕

〈生徒指導提要 改訂版〉(令和4[2022]年12月文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_iidou01-000024699-201-1.pdf

学校においては、具体的に以下のような対応が求められます。

- ① 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となります。教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものです。
- ② 「性的マイノリティ」とされる児童生徒には、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、 学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。そのためには、まず教職員 自身が理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことはもちろん、見た目の裏に潜む可能性を想像できる人権感覚を 身に付けていくことが求められます。
- ③ 当該児童生徒の支援は、最初に相談(入学などに当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。)を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外の連携に基づく「支援チーム」をつくり、ケース会議などのチーム支援会議を適時開催しながら対応を進めるようにします。教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が可能な限り秘匿しておきたい場合があることなどに留意が必要です。一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員間で情報共有し組織で対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得る働きかけも忘れてはなりません。
- ④ 学校生活での各場面における支援の一例として、表4に示すような取組が、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考になります。学校においては、「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要です。「性的マイノリティ」とされる児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱などに応じて様々です。また、こうした違和感は、成長に従い減ずることも含めて変動があり得るものとされているため、学校として、先入観をもたず、その時々の児童生徒の状況などに応じた支援を行うことが必要です。さらに、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向などを踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があります。医療機関を受診して診断がなされなかった場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向などを踏まえつつ、児童生徒の悩みや不安に寄り添い、支援を行うことが重要です。

24 庄间	住陸古に除る九里土徒に対する子校に8317る文版の事例
項 目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪形を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレ等の利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書(通知表を含む。)を児童生徒が希望する呼称で記す。
	・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。
	・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

表 4 性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

⑤ 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行い、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更などを行った者 から卒業証明書などの発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応 します。

[第12章 12.4.1]